

第90号議案 長崎市駐車場条例の一部を改正する条例について

	ページ
1 条例改正案の概要 . . . . .	1
2 施設の概要 . . . . .	2
3 施設の状況 . . . . .	6
4 条例新旧対照表 . . . . .	7

土木部

令和元年6月



## 1 条例改正案の概要

### (1) 目的

市営駐車場は、国際平和観光都市としての道路交通の円滑化及び安全で快適な生活環境の形成を図るうえで、これらを阻害する要因である路上駐車車両を收容するために設置している。

これら駐車場の管理運営にあたっては、指定管理者制度を導入し、民間事業者による管理運営を行っているが、その維持管理に要する経費すべては設置者たる市から指定管理委託料として支出するとともに、一方で料金収入は市の歳入として受け入れている。

今回、令和2年4月1日での指定管理者の更新を契機として、指定管理者の自律的な経営努力を発揮しやすくし、より効率的な運営を行い、施設の効用を高めることを目的として、施設の利用に係る料金を直接、指定管理者の収入として收受させる「利用料金制」を導入することとし、そのための条例改正を行うもの。

なお、茂里町地下駐車場については平面自走式への再整備に伴い、令和2年度は直営（委託）による管理を予定していることから、今回は条例改正の対象としていない。

### (2) 改正前後の主な変更点

項目	改正前	改正後
料金設定	条例で定める額	条例に掲げる額を基準として、利用の形態等の状況を勘案して指定管理者があらかじめ市長の承認を受けて定める
料金収入	使用料としてすべて市が收受	指定管理者の収入として收受させる
料金減免	条例施行規則で定める者を対象	指定管理者は、あらかじめ市長の承認を受けて定める基準に基づき、利用料金を減免することができる
入出庫時間	条例施行規則で定める時間	指定管理者があらかじめ市長の承認を受けて定める

### (3) 施行日

令和2年4月1日

## 2 施設の概要

### (1) 収容台数と管理運営

駐車場名	開設年	収容台数(台)				指定管理者 指定期間 H27.4.1～R2.3.31	形式
		バス	普通車	二輪車	計		
桜町	昭和46年 (平成8年改修)	-	170	44	214	(株)ビバホーム	自走式
市民会館 地下	昭和49年	-	170	50	220	(株)長崎ガードシス テム	自走式
松が枝町	昭和51年	16	39	10	65	エヌ・ティファシリテ ィーズ(株)	自走式
松が枝町 第2	平成2年	12	97	27	136		自走式
平和公園	平成6年	32	92	6	130	(株)クリーン・マット	自走式
松山町	平成9年	10	292	-	302	MHI ファシリティーサービ ス(株)	自走式

### (2) 各駐車場の料金

#### ・桜町駐車場、市民会館地下駐車場

令和元年10月1日施行分

駐車場名		桜町	市民会館地下
普通車等	最初の30分まで	140円	140円
	その後30分ごと	130円	130円
	2時間30分超	※1 土・日・祝日 1回730円/日	-
	宿泊及び夜間料金	830円/(22:00～翌8:00)	830円/(22:00～翌8:00)
二輪車	最初の30分まで	60円	60円
	その後30分ごと	60円	60円
	1時間30分超	200円/日	200円/日
定期駐車		全日 19,420円	全日 19,420円
		※2 昼間 14,020円	※2 昼間 14,020円

※1 7:00～22:00 (ただし、2時間30分以下は時間料金)

※2 午前8時～午後7時

・松が枝町駐車場、松が枝町第2駐車場

令和元年10月1日施行分

駐車場名		松が枝町	松が枝町第2
バス (30人以上)	最初の1時間まで	1,500円	1,500円
	その後30分ごと	750円	750円
	宿泊及び夜間料金	1,040円/(17:00~翌8:00)	1,040円/(20:00~翌7:00)
マイクロバス (11~29人)	最初の1時間まで	750円	750円
	その後30分ごと	370円	370円
	宿泊及び夜間料金	1,040円/(17:00~翌8:00)	1,040円/(20:00~翌7:00)
普通車等	最初の1時間まで	300円	300円
	その後30分ごと	140円	140円
	宿泊及び夜間料金	830円/(17:00~翌8:00)	830円/(20:00~翌7:00)
二輪車	最初の30分まで	60円	60円
	その後30分ごと	60円	60円
	1時間30分超	200円/日	200円/日
定期駐車			※1 11,000円(平日昼間)

※1 午前7時~午後8時

・平和公園駐車場、松山町駐車場

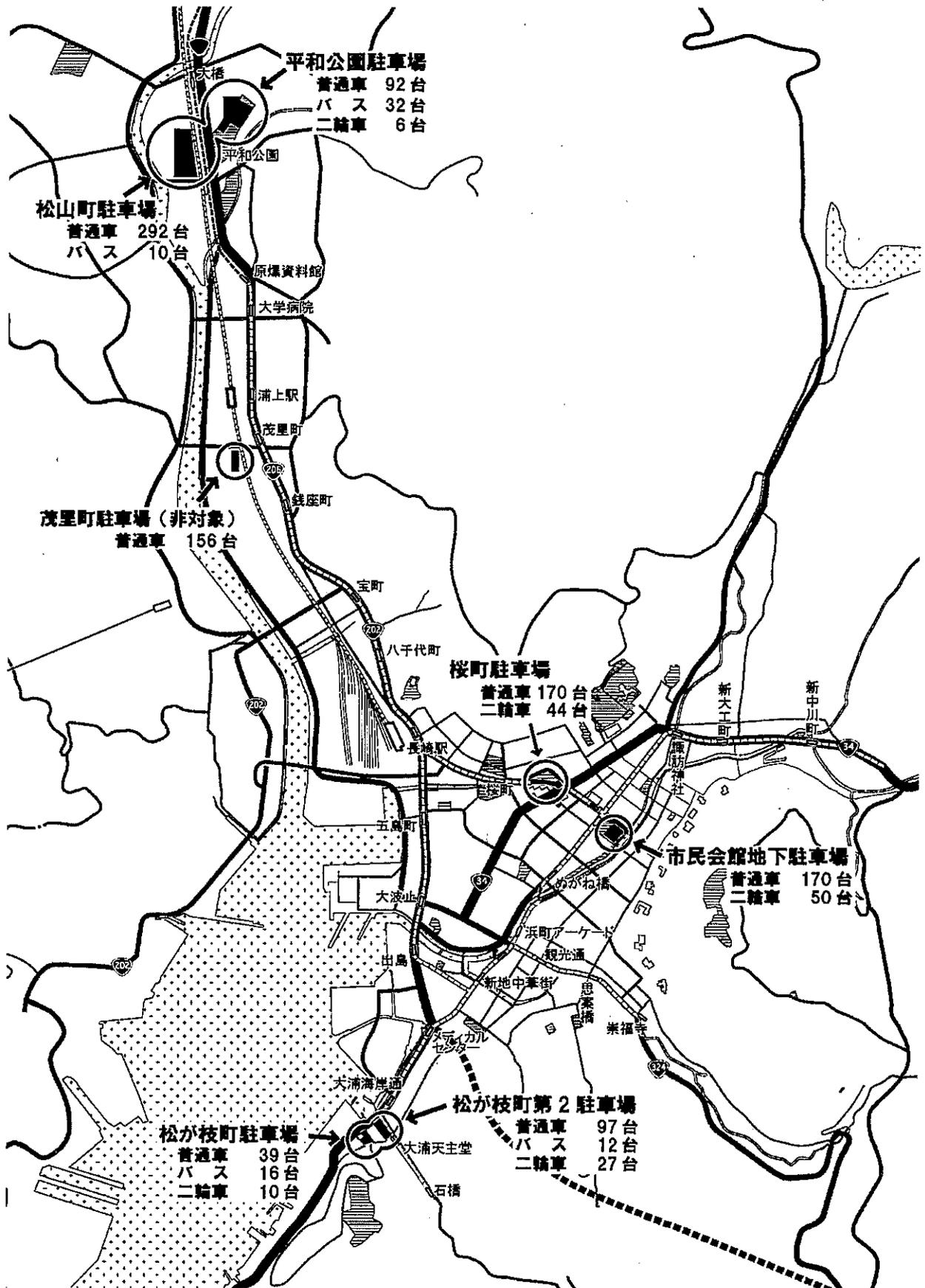
令和元年10月1日施行分

駐車場名		平和公園	松山町
バス (30人以上)	最初の30分まで	-	750円
	最初の1時間まで	1,500円	-
	その後30分ごと	-	750円
	1時間超	2,090円/(7:00~20:00)	2,090円/(7:30~22:00)
	宿泊及び夜間料金	1,040円/(17:00~翌8:00)	30分ごとに50円 (22:00~翌7:30)
マイクロバス (11~29人)	最初の30分まで	-	370円
	最初の1時間まで	750円	-
	その後30分ごと	-	370円
	1時間超	1,040円/(7:00~20:00)	1,040円/(7:30~22:00)
	宿泊及び夜間料金	1,040円/(17:00~翌8:00)	30分ごとに50円 (22:00~翌7:30)
普通車等	最初の30分まで	-	120円
	最初の1時間まで	260円	-
	その後30分ごと	※1 380円 510円	120円
	2時間超	620円/(7:00~20:00)	620円/(7:30~22:00)
	宿泊及び夜間料金	○地上部 1時間ごとに70円 (20:00~翌7:00) ○地下部 830円/(17:00~翌8:00)	○地上部及び地下部 30分ごとに40円 (22:00~翌7:30)
二輪車	最初の30分まで	60円	/
	その後30分ごと	60円	
	1時間30分超	200円/日	
定期駐車			全日 15,710円
			※2 昼間 13,610円

※1 1時間~1時間30分 380円、1時間30分~2時間 510円

※2 午前7時30分~午後10時

(3) 位置図 (市営駐車場全体)



### 3 施設の状況

#### (1) 利用台数の推移

(単位：台)

施設名	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
桜町	200,318	197,953	191,617	178,656
市民会館地下	100,326	100,602	95,932	95,263
松が枝町	38,725	31,261	31,370	32,427
松が枝町第2	70,042	70,375	68,178	65,094
平和公園	83,736	79,644	81,943	74,208
松山町	134,083	138,985	137,880	137,754

#### (2) 指定管理委託料<sup>※1</sup>

(単位：千円)

施設名	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度 <sup>※2</sup>
桜町	14,654	14,654	14,654	14,654
市民会館地下	17,140	16,853	16,965	16,809
松が枝町	34,653	34,535	34,653	34,535
松が枝町第2				
平和公園	23,071	23,071	23,071	23,071
松山町	20,009	19,956	19,876	19,859

※1 修繕に係る委託料を除く

※2 平成30年度は決算見込み額

#### (3) 駐車料金収入

(単位：千円)

施設名	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度 <sup>*</sup>
桜町	67,951	69,808	71,237	68,051
市民会館地下	58,203	58,801	55,989	55,549
松が枝町	49,745	36,985	38,661	38,994
松が枝町第2	54,614	54,625	52,897	47,755
平和公園	51,125	52,370	58,353	51,108
松山町	67,925	70,121	70,450	69,374

※平成30年度は決算見込み額

#### 4 条例新旧対照表

現行	改正後（案）
<p>○長崎市駐車場条例</p> <p>第1条～第2条（略）</p> <p>（指定管理者による管理）</p> <p>第3条 市長は、駐車場の管理を地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、市長が指定するもの（以下「指定管理者」という。）に行わせる。</p> <p>2 市長は、前項の指定に当たっては、公募の方法により、これを行うものとする。</p> <p>3 指定管理者の指定を受けようとするものは、申請書に事業計画書その他市長が別に定める書類を添付して、市長に提出しなければならない。</p> <p>4 市長は、前項の規定により提出された書類を審査し、次に掲げる条件を満たすもののうちから最も適当と認めるものを指定管理者として指定する。</p> <p>（1）市民の平等利用を確保することができるものであること。</p> <p>（2）駐車場の効用を最大限に発揮するとともに、管理経費の縮減が図られるものであること。</p> <p>（3）駐車場の管理を安定して行う物的能力及び人的能力を有しているものであること。</p> <p>（4）前3号に掲げるもののほか、市長が別に定める条件</p>	<p>○長崎市駐車場条例</p> <p>第1条～第2条（略）</p> <p>（指定管理者による管理）</p> <p>第3条（左同）</p>

(指定管理者が行う業務)

第4条 指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。

- (1) 駐車場の供用に関する業務
- (2) 駐車場の施設及び設備の維持管理に関する業務
- (3) 前2号に掲げるもののほか、駐車場の運営に関して市長が必要と認める業務

(供用日等)

第5条 駐車場の供用日及び供用時間は、次のとおりとする。ただし、市長が必要があると認めるときは、供用日又は供用時間を変更することができる。

- (1) 供用日 1月1日から12月31日まで
- (2) 供用時間 午前0時から午後12時まで

(駐車料金)

第6条 駐車場の駐車料金の額は、別表第1及び別表第2のとおりとする。ただし、定期駐車料金以外の駐車料金については別表に定める額により難いときは、市長が定める額とする。

2 指定管理者は、必要があると認めるときは、回数駐車券及び定期駐車券を発行することができる。

3 前項の回数駐車券及び定期駐車券の発行及び使用について必要な事項は、市長が定める。

(駐車料金の徴収)

第7条 駐車料金は、自動車に駐車させた者から自動車を出庫させるときに徴収する。ただし、前条第2項の回数駐車券及び定期駐車券による駐車の駐車料金については、発行のときに徴収する。

(指定管理者が行う業務)

第4条 (左同)

(供用日等)

第5条 (左同)

(駐車料金)

第6条 長崎市茂里町地下駐車場の駐車料金の額は、別表第1のとおりとする。

(削除)

(削除)

(駐車料金の徴収)

第7条 駐車料金は、自動車に駐車させた者から自動車を出庫させるときに徴収する。ただし、回数駐車券による駐車の駐車料金については、発行のときに徴収する。

第8条～第10条（略）

（駐車の拒否又は取消し）

第11条（略）

（禁止行為）

第12条（略）

第8条～第10条（略）

（利用料金）

第11条 駐車場（長崎市茂里町地下駐車場を除く。以下この条及び第13条において同じ。）に自動車を駐車させた者は、駐車場の利用に係る料金（以下「利用料金」という。）を指定管理者に支払わなければならない。

2 利用料金は、別表第2及び別表第3に掲げる額を基準として、利用の形態等の状況を勘案して指定管理者があらかじめ市長の承認を受けて定めるものとする。

3 市長は、指定管理者に利用料金を当該指定管理者の収入として收受させるものとする。

（利用料金の減免）

第12条 指定管理者は、あらかじめ市長の承認を受けて定める基準に基づき、利用料金を減免することができる。

（入出庫時間）

第13条 駐車場の入出庫時間は、市長の承認を得て指定管理者が定める。

2 前項の承認の基準は、駐車場の利用形態、利用者の利便性等を勘案して市長が別に定める。

（駐車の拒否又は取消し）

第14条（略）

（禁止行為）

第15条（略）

(供用の休止)

第13条 (略)

(損害賠償)

第14条 (略)

(市長による管理)

第15条 市長は、指定管理者の指定をすることができないとき、又は指定管理者の指定を取り消し、若しくは期間を定めて管理の業務の停止を命じたときは、第3条第1項の規定にかかわらず、管理の業務を自ら行うものとする。

2 前項の場合においては、第6条第2項及び第13条の規定の適用については、第6条第2項中「指定管理者」とあるのは「市長」と、第13条中「指定管理者は、駐車場の補修その他の理由により必要があると認めるときは、市長の承認を得て」とあるのは「市長は、駐車場の補修その他の理由により必要があると認めるときは」とする。

(供用の休止)

第16条 (略)

(損害賠償)

第17条 (略)

(市長による管理)

第18条 市長は、指定管理者の指定をすることができないとき、又は指定管理者の指定を取り消し、若しくは期間を定めて管理の業務の停止を命じたときは、第3条第1項の規定にかかわらず、管理の業務を自ら行うものとする。

2 前項の場合における第11条第1項、第12条、第13条第1項、第16条、別表第2及び別表第3の規定の適用については、第11条第1項中「駐車場（長崎市茂里町地下駐車場を除く。以下この条及び第13条において同じ。）に自動車を駐車させた者は、駐車場の利用に係る料金（以下「利用料金」という。）を指定管理者に支払わなければならない」とあるのは「別表第2及び別表第3に掲げる駐車料金を市長に納入しなければならない」と、第12条中「指定管理者は、あらかじめ市長の承認を受けて定める基準に基づき、利用料金」とあるのは「市長は、特別の理由があると認めるときは、駐車料金」と、第13条第1項中「市長の承認を得て指定管理者が」とあるのは「市長が別に」と、第16条中「指定管理者は、駐車場の補修その他の理由により必要があると認めるときは、市長の承認を得て」とあるのは「市長は、駐車場の補修その他の理由により必要があると認めるときは」と、別表第2中「利用に係る基準額」とあるのは「駐車料金」と、同表備考6及び同表備考11中「市長の承認を得て指定管理者が」とあるのは「市長が別に」と、別表第3中「利用に係る基準額」とあるのは「駐車料金」とし、第11条第2項及び第3項並びに第13条第2項の規定は適用しない。

3 (略)

(罰則)

第16条 (略)

(委任)

第17条 (略)

3 (略)

(罰則)

第19条 (略)

(委任)

第20条 (略)

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前に、改正前の長崎市駐車場条例第6条第2項の規定により発行された回数駐車券及び定期駐車券は、施行日以後においても、なお従前の例により使用することができる。

3 改正後の長崎市駐車場条例の規定は、施行日以後の入庫に係る駐車場の利用について適用し、施行日前の入庫に係る駐車場の利用については、なお従前の例による。

別表第1 (第6条関係)

1 長崎市桜町駐車場駐車料金

種別 車種	昼間駐車料金				夜間駐 車料金	定期駐車料金		
	平日		休日			全日	昼間(午前8時か ら午後7時まで) 又は夜間(午後6 時から翌日の午 前8時まで)	
	最初の30 分まで	その後30 分までご と	2時間30分以内 の場合	2時間 30分を 超える 場合				
			最初の 30分ま で	その後 30分ま でごと				
普通自動車								
小型自動車	140円	130円	140円	130円	730円	830円	19,420円	14,020円
軽自動車								

2 長崎市民会館地下駐車場駐車料金

種別 車種	昼間駐車料金		夜間駐 車料金	定期駐車料金	
	最初の30分 まで	その後30 分までご と		全日	昼間(午前8時から午後7時まで) 又は夜間(午後6時から翌日の午 前8時まで)
普通自動車					
小型自動車	140円	130円	830円	19,420円	14,020円
軽自動車					

別表第1 (第6条関係)

1 通常の料金

種別 車種	昼間駐車料金		夜間駐車料金
	最初の30分まで	その後30分までごと	
普通自動車			
小型自動車	130円	120円	830円
軽自動車			

2 回数駐車券の料金

種 類	金 額
120円券(22枚つづり)	2,400円
130円券(22枚つづり)	2,600円

備考

- 1 「普通自動車」とは、道路運送車両法施行規則(昭和26年運輸省令第74号。以下「省令」という。)別表第1に規定する普通自動車のうち貨物の運送の用に供する普通自動車及び人の運送の用に供する乗車定員11人以上の普通自動車を除いたものをいう。
- 2 「小型自動車」とは、省令別表第1に規定する小型自動車のうち二輪自動車を除いたものをいう。
- 3 「軽自動車」とは、省令別表第1に規定する軽自動車のうち二輪自動車を除いたものをいう。
- 4 「昼間駐車料金」とは、入出庫1回につき、入出庫時間として市長が別に定める時間における1日当たりの駐車料金をいう。
- 5 「夜間駐車料金」とは、入出庫1回につき、入出庫時間外におけ

3 長崎市松が枝町駐車場駐車料金

種別 車種	昼間駐車料金		夜間駐車料金
	最初の1時間まで	その後30分までごと	
バス	円 1,500	円 750	円 1,040
マイクロバス	750	370	1,040
普通自動車 小型自動車 軽自動車	300	140	830

4 長崎市平和公園駐車場駐車料金

(1) 地上部分

種別 (入出庫 1回につき) 車種	午前7時から午後8時までの 1日当たりの駐車料金				午後8時から翌日の午 前7時までの駐車料金
	最初の1時 間まで	1時間を超 え1時間3 0分まで	1時間30 分を超え2 時間まで	2時間を超 える場合	
普通自動車 小型自動車 軽自動車	260円	380円	510円	620円	1時間につき 70円

(2) 地下部分

ア バス及びマイクロバス

種別 車種	昼間駐車料金		夜間駐車料金
	最初の1時間まで	1時間を超える場合	
バス	円 1,500	円 2,090	円 1,040
マイクロバス	750	1,040	1,040

る1泊当たりの駐車料金をいう。

6 入庫した日の翌日以降に出庫する場合のこの表の適用については、昼間駐車料金と夜間駐車料金を合計して計算するものとする。この場合において、市長が別に定める時間については、昼間駐車料金を算定する際の駐車時間に算入しない。

イ 普通自動車、小型自動車及び軽自動車

種別 車種	昼間駐車料金				夜間駐車料金
	最初の1時 間まで	1時間を超 え1時間3 0分まで	1時間30 分を超え2 時間まで	2時間を超 える場合	
普通自動車					830円
小型自動車	260円	380円	510円	620円	
軽自動車					

5 長崎市茂里町地下駐車場駐車料金

種別 車種	昼間駐車料金		夜間駐車料金
	最初の30分まで	その後30分までごと	
普通自動車			830円
小型自動車	130円	120円	
軽自動車			

6 長崎市松山町駐車場駐車料金

(1) バス及びマイクロバス

種別 車種	種別(入出庫1回 につき)	午前7時30分から午後10時まで の1日当たりの駐車料金		午後10時から翌日の午 前7時30分までの駐車 料金
		最初の1時間まで	1時間を超える場合	
バス	30分につき	円	円	30分につき 50円
	750		2,090	
マイクロバス	30分につき			
	370		1,040	

(2) 普通自動車、小型自動車及び軽自動車

種別	入出庫1回ごとの駐車料金			定期駐車料金	
	午前7時30分から午後10時まで(1日当たり)		午後10時から翌日の午前7時30分まで	全日	昼間(午前7時30分から午後10時まで)
	最初の2時間まで	2時間を超える場合	7時30分まで		
普通自動車	30分につき	620円	30分につき	15,710円	13,610円
小型自動車	120円		40円		
軽自動車					

7 長崎市松が枝町第2駐車場駐車料金

種別	昼間駐車料金		夜間駐車料金	定期駐車料金
	最初の1時間まで	その後30分までごと		
バス	円	円	円	
	1,500	750	1,040	
マイクロバス	750	370	1,040	
普通自動車	300	140	830	11,000円
小型自動車				
軽自動車				

備考

- 1 「普通自動車」とは、道路運送車両法施行規則(昭和26年運輸省令第74号。以下「省令」という。)別表第1に規定する普通自動車のうち貨物の運送の用に供する普通自動車及び人の運送の用に供する乗車定員11人以上の普通自動車を除いたものをいう。
- 2 「バス」とは、省令別表第1に規定する普通自動車のうち人の運送の用に供する乗車定員30人以上のものをいう。
- 3 「マイクロバス」とは、省令別表第1に規定する普通自動車のう

ち人の運送の用に供する乗車定員11人以上29人以下のものをいう。

4 「小型自動車」とは、省令別表第1に規定する小型自動車のうち二輪自動車を除いたものをいう。

5 「軽自動車」とは、省令別表第1に規定する軽自動車のうち二輪自動車を除いたものをいう。

6 「昼間駐車料金」とは、入出庫1回につき、駐車場ごとに入出庫時間として市長が別に定める時間における1日当たりの駐車料金をいう。

7 「夜間駐車料金」とは、入出庫1回につき、駐車場ごとに入出庫時間外における1泊当たりの駐車料金をいう。

8 「定期駐車料金」とは、1月を単位として利用させる場合（長崎市松が枝町第2駐車場にあつては、当該1月のうちの平日を利用させる場合）の1月当たりの駐車料金をいう。

9 「平日」とは、休日以外の日をいう。

10 「休日」とは、日曜日及び土曜日並びに国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日をいう。

11 入庫した日の翌日以降に出庫する場合のこの表（第4項第1号を除く。）の適用については、昼間駐車料金と夜間駐車料金を合計して計算するものとする。この場合において、市長が別に定める時間については、昼間駐車料金を算定する際の駐車時間に算入しない。

別表第2 (第11条関係)

1 長崎市桜町駐車場の利用に係る基準額

(1) 通常の料金

種別	昼間駐車料金				夜間 駐車 料金	定期駐車料金	
	平日		休日			全日	昼間(午前8時から午後7時まで)又は夜間(午後6時から翌日の午前8時まで)
	最初の30分まで	その後30分まで	2時間30分以内の場合	2時間30分を超え る場合			
車種							
普通自動車							
小型自動車	140円	130円	140円	130円	730円	830円	19,420円
軽自動車							14,020円

(2) 回数駐車券の料金

種 類	金 額
130円券(2.2枚つづり)	2,600円
140円券(2.2枚つづり)	2,800円

2 長崎市民会館地下駐車場の利用に係る基準額

(1) 通常の料金

種別	昼間駐車料金		夜間駐 車料金	定期駐車料金	
	最初の30分まで	その後30分までごと		全日	昼間(午前8時から午後7時まで)又は夜間(午後6時から翌日の午前8時まで)
車種					
普通自動車					
小型自動車	140円	130円	830円	19,420円	14,020円
軽自動車					

(2) 回数駐車券の料金

種 類	金 額
130円券(22枚つづり)	2,600 円
140円券(22枚つづり)	2,800 円

3 長崎市松が枝町駐車場の利用に係る基準額

(1) 通常の料金

種別 車種	昼間駐車料金		夜間駐車料金
	最初の1時間まで	その後30分までごと	
バス	1,500 円	750 円	1,040 円
マイクロバス	750 円	370 円	1,040 円
普通自動車 小型自動車 軽自動車	300 円	140 円	830 円

(2) 回数駐車券の料金

種 類	金 額
140円券(22枚つづり)	2,800 円
300円券(22枚つづり)	6,000 円
370円券(22枚つづり)	7,400 円
750円券(22枚つづり)	15,000 円
1,500円券(22枚つづり)	30,000 円

4 長崎市平和公園駐車場の利用に係る基準額

(1) 通常の料金

ア 地上部分

種別(入出庫 1回につき)	午前7時から午後8時までの 1日当たりの駐車料金				午後8時から翌日の 午前7時までの駐車 料金
	最初の1時 間まで	1時間を超 え1時間3 0分まで	1時間30 分を超え2 時間まで	2時間を超 える場合	
普通自動車					1時間につき 70円
小型自動車	260円	380円	510円	620円	
軽自動車					

イ 地下部分

(ア) バス及びマイクロバス

種別	昼間駐車料金		夜間駐車料金
	最初の1時間まで	1時間を超える場合	
バス	円 1,500	円 2,090	円 1,040
マイクロバス	750	1,040	1,040

(イ) 普通自動車、小型自動車及び軽自動車

種別	昼間駐車料金				夜間駐車料金
	最初の1時 間まで	1時間を超 え1時間3 0分まで	1時間30 分を超え2 時間まで	2時間を超 える場合	
普通自動車					830円
小型自動車	260円	380円	510円	620円	
軽自動車					

(2) 回数駐車券の料金

種 類	金 額
130円券(22枚つづり)	2,600円
750円券(22枚つづり)	15,000
1,500円券(22枚つづり)	30,000
620円プリペイドカード (11回分)	6,200

5 長崎市松山町駐車場の利用に係る基準額

(1) 通常の料金

ア バス及びマイクロバス

種別(入出庫1回につき)	午前7時30分から午後10時までの1日 当たりの駐車料金		午後10時から翌日の 午前7時30分までの 駐車料金
	最初の1時間まで	1時間を超える場合	
バス	30分につき 750円	2,090円	30分につき 50円
マイクロバス	30分につき 370	1,040	

イ 普通自動車、小型自動車及び軽自動車

種別	入出庫1回ごとの駐車料金			定期駐車料金	
	午前7時30分から午後10時 時まで(1日当たり)		午後10時か ら翌日の午前 7時30分ま で	全日	昼間(午前7時30 分から午後10時ま で)
	最初の2時間 まで	2時間を超え る場合			
普通自動車	30分につき	620円	30分につき	15,710円	13,610円
小型自動車	120円		40円		
軽自動車					

(2) 回数駐車券の料金

種 類	金 額
120円券(22枚つづり)	2,400 円
370円券(22枚つづり)	7,400
750円券(22枚つづり)	15,000
120円プリペイドカード(22回分)	2,400
620円プリペイドカード(11回分)	6,200

6 長崎市松が枝町第2駐車場の利用に係る基準額

種別 車種	昼間駐車料金		夜間駐車料金	定期駐車料金
	最初の1時間 まで	その後30分ま でごと		
バス	1,500 円	750 円	1,040 円	
マイクロバス	750	370	1,040	
普通自動車				
小型自動車	300	140	830	11,000円
軽自動車				

(2) 回数駐車券の料金

種 類	金 額
140円券(22枚つづり)	2,800 円
300円券(22枚つづり)	6,000
370円券(22枚つづり)	7,400
750円券(22枚つづり)	15,000
1,500円券(22枚つづり)	30,000

**備考**

- 1 「普通自動車」とは、省令別表第1に規定する普通自動車のうち貨物の運送の用に供する普通自動車及び人の運送の用に供する乗車定員11人以上の普通自動車を除いたものをいう。
- 2 「バス」とは、省令別表第1に規定する普通自動車のうち人の運送の用に供する乗車定員30人以上のものをいう。
- 3 「マイクロバス」とは、省令別表第1に規定する普通自動車のうち人の運送の用に供する乗車定員11人以上29人以下のものをいう。
- 4 「小型自動車」とは、省令別表第1に規定する小型自動車のうち二輪自動車を除いたものをいう。
- 5 「軽自動車」とは、省令別表第1に規定する軽自動車のうち二輪自動車を除いたものをいう。
- 6 「昼間駐車料金」とは、入出庫1回につき、駐車場ごとに入出庫時間として市長の承認を得て指定管理者が定める時間における1日当たりの料金をいう。
- 7 「夜間駐車料金」とは、入出庫1回につき、駐車場ごとに入出庫時間外における1泊当たりの駐車料金をいう。
- 8 「定期駐車料金」とは、1月を単位として利用させる場合（長崎市松が枝町第2駐車場にあつては、当該1月のうちの平日を利用させる場合）の1月当たりの駐車料金をいう。
- 9 「平日」とは、休日以外の日をいう。
- 10 「休日」とは、日曜日及び土曜日並びに国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日をいう。
- 11 入庫した日の翌日以降に出庫する場合のこの表（第4項第1号ア及び第5項第1号を除く。）の適用については、昼間駐車料金と夜間駐車料金を合計して計算するものとする。この場合において、市長の承認を得て指定管理者が定める時間については、昼間駐車料金を算定する際の駐車時間に算入しない。

別表第2（第6条関係）

長崎市桜町駐車場、長崎市民会館地下駐車場、長崎市松が枝町駐車場、長崎市平和公園駐車場及び長崎市松が枝町第2駐車場の二輪自動車駐車料金

単位	駐車料金	
	入出庫1回につき	最初の1時間30分まで
30分につき 60円		200円

備考

- 「二輪自動車」とは、道路交通法第2条第1項第10号に規定する原動機付自転車、同項第11号の2に規定する自転車並びに同法第3条に規定する大型自動二輪車及び普通自動二輪車（側車付きのものを除く。）をいう。
- 入庫した日の翌日以降に出庫する場合の駐車料金の額は、この表の1時間30分を超える場合に掲げる額に入庫した日から起算して出庫した日までの日数を乗じて得た額とする。

別表第3（第11条関係）

長崎市桜町駐車場、長崎市民会館地下駐車場、長崎市松が枝町駐車場、長崎市平和公園駐車場及び長崎市松が枝町第2駐車場の二輪自動車の利用に係る基準額

単位	駐車料金	
	入出庫1回につき	最初の1時間30分まで
30分につき 60円		200円

備考

- 「二輪自動車」とは、道路交通法第2条第1項第10号に規定する原動機付自転車、同項第11号の2に規定する自転車並びに同法第3条に規定する大型自動二輪車及び普通自動二輪車（側車付きのものを除く。）をいう。
- 入庫した日の翌日以降に出庫する場合の駐車場の利用に係る基準額は、この表の1時間30分を超える場合に掲げる額に入庫した日から起算して出庫した日までの日数を乗じて得た額とする。